

医療分野における個人情報保護の取組について

平成 23 年 5 月 20 日
厚生労働省医政局

1 医療分野における法律及びガイドラインの現状

平成17年4月に個人情報保護法が全面施行されたが、特に医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)や国会における附帯決議において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであると指摘されている。

そこで、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、医療関係者等における個人情報の適切な取扱いが担保されるよう、遵守すべき事項等を具体的に示した医療分野における関係ガイドラインを整備し、その後累次の見直しを行いつつ、Q&Aを作成しガイドラインの内容をより明確化しながら、個人情報保護法の適正な運用を図っているところである。

ガイドラインの整備やその見直し等のこれまでの状況の概要は以下のとおり。

- 平成16年12月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知)策定
- 平成17年3月、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(医政局長・医薬食品局長・保険局長連名通知)策定
 - ・ 医療機関における医療情報システムの導入や、診療情報の外部保存を行う際の留意事項を記載
- 平成17年3月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A作成及び厚生労働省ホームページにおける公表(平成17年5月、平成17年8月、平成17年11月及び平成18年4月に追加・更新)
- 平成18年4月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」一部改正。
 - ・ 大規模災害や事故等において家族等から患者に関する問合せや警察等の捜査機関からの照会等に対して医療機関が回答を拒んだといった、いわゆる「過剰反応」と思われる問題について、そうした照会は第三者提供の制限の例外に当たるものとして考え方を整理し、周知徹底を図る趣旨でガイドラインを改正し、併せて Q&A においても具体的事例を追加した
- 平成22年9月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため

のガイドライン」一部改正

- ・ 診療記録の開示も含めた診療情報の提供については、患者と医療従事者とのより良い信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上等の観点から積極的に推進することが求められているところ。医療機関による診療情報の提供について不適切な事例が見受けられるため、医療機関の保有する個人情報の開示等に当たって、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないよう、開示等を求める理由を尋ねることは不適切であることをガイドライン上に具体的に明示

2 認定個人情報保護団体の認定・取組状況

(1) 認定状況

医療分野(医療機関を対象事業者とするもの)においては、個人情報保護法第37条第1項に基づき、これまで以下の4団体が認定個人情報保護団体として厚生労働大臣により認定されている。

- ・ 社団法人全日本病院協会(平成18年2月13日認定)
- ・ 特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター(平成18年3月24日認定)
- ・ 特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン(平成18年3月24日認定)
- ・ 社団法人日本病院会(平成19年3月26日認定)

(2) 取組状況

各認定個人情報保護団体では、個人情報保護法の規定等に基づき、個人情報保護指針を策定しつつ、以下のような取組を行っている。

① 法第42条に基づく苦情処理等の措置件数

年度	苦情処理	対象事業者に対する文書 又は口頭による説明要求
平成19年度	5	1
平成20年度	7	1
平成21年度	4	2

② 上記のような個人情報に関する苦情の処理等の他に、個人情報保護法の適正な運用のため、各団体において以下のような取組が行われている。

- ・ 患者等からの個人情報保護に関する相談の受付
- ・ 個人情報の適正な取扱いの確保についての対象事業者への情報提供・相談受付
- ・ 個人情報保護指針を対象事業者が遵守することへの必要な指導

- ・ 個人情報保護に関するセミナーの実施
- ・ 対象事業者向けの担当者研修会等の実施
- ・ 対象事業者における個人情報保護の取組把握のためのアンケート調査(個人情報保護法への組織的対応状況、院内研修の実施状況、外部研修への参加状況、個人情報に関する苦情・相談状況、診療情報の開示状況等)
- ・ 個人情報保護法への対応状況確認のためのチェックリスト作成・公表
- ・ 対象事業者における個人情報保護方針等の掲示用のサンプルの作成・公表
- ・ 職員や取引業者向けの個人情報保護に関する誓約書のサンプル作成・公表
- ・ 医療機関等における個人情報保護法対応事例の紹介資料の作成・公表
- ・ 個人情報保護法の遵守のためのハンドブック(医療機関向け)の作成・公表

3 事業者等の取組状況

個人情報保護法施行後、医療機関においては、個人情報保護担当者を置くなどした情報管理体制の確立や、職員等に対する研修等が進められている。

また、USBメモリの紛失による漏えい事故の発生を受けて、USBメモリにタグをつける等して紛失を防いだり、外部の者が使用できないようロックできるものや暗号化されたものの活用が進んでいる。

4 事業者等への対応

医療機関等への指導監督については、医療法(昭和23年法律205号)の規定により都道府県等の自治事務となっており、個人情報保護法やそのガイドラインの適正な運用についても、地域の実情等に応じて、各自治体が実施している。

厚生労働省としては、ガイドラインやQ&Aを整備し、それらを随時改正している。また、ガイドラインの改正等に当たり各自治体や業界団体への周知を図ることにより、個人情報保護法の適正な運用を図っているところ。さらに、医療機関や患者からのガイドライン等に関する問合せに対して、個別に対応している。

今後とも、厚生労働省としては、積極的に各自治体等と協力しながら、個人情報保護法の適正な運用に努めてまいりたいと考えている。

(以上)